

2024年4月17日(水) ハコラク5月号 掲載

医療の現場から『紹介受診重点医療機関とは』

総合医療支援センター 地域医療連携室 鍵谷 孝史 室長

紹介受診重点医療機関とは



函館中央病院

総合医療支援センター
地域医療連携室 室長

鍵谷 孝史 さん

「紹介受診重点医療機関」という言葉をご存じない方が多いと思います。国の医療制度の見直しにより2022年10月に新設されたもので、簡単に伝えると「かかりつけ医（地域のクリニック・診療所）などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関」のことです。対象となるのは、一般病床200床以上の医療機関が都道府県へ「外来機能報告（外来機能の実施状況）」をした結果をもとに、地域の協議の場

である「地域医療構想調整会議」において協議を行い、紹介患者さんへの外来を基本とする医療機関として都道府県が公表した病院となります。すなわち「紹介受診重点医療機関」は、手術・処置や化学療法、放射線治療、あるいは検査や高度な医療機器、設備を必要とする専門的な治療を行う医療機関という位置づけです。函館市内では、当院を含むいくつかの総合病院が公表されています。紹介受診重点医療機関の情報は都道府県や

厚生労働省のホームページをご覧ください。

今回の医療制度において紹介状をお持ちではない患者さんを対象とし、一部負担金（3割負担など）とは別に「特別の料金（選定療養費）」を徴収することとなりました。ではなぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのでしょうか。

現在、一部の総合病院に外来患者さんが集中し、長い待ち時間や勤務医の外来負担などの課題が生じています。そのため「かかりつけ医」と「総合病院」の役割分担を明確にすることや地域医療連携の強化といった、質が高く効率的な外来医療提供体制を確保する目的で徴収することとしています。また、治療などが終了し病状が安定した患者さんは「かかりつけ医」に戻っていたりすることも重要となります。その場合は担当医師から紹介（逆紹介）させていただき、引き続き診療をお願いすることがあります。この制度により、外来の待ち時間の短縮などにつながり、患者さんが安心して適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになります。